

個人情報取扱及び管理に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号。以下「条例」という。）及び個人情報の安全管理に関する基本方針に基づき、府における個人情報の取扱いについて必要な事項を定め、個人情報取扱事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、番号法及び条例の定めるものによる。

(適用)

第3条 この要綱は、大阪府組織条例（昭和28年大阪府条例第1号）に規定する副首都推進局、部及び局並びに会計局（以下「部」という。）に適用する。

第2章 管理体制等

(管理体制)

第4条 府が保有する個人情報の保護に関する企画及び総合調整を行い、組織を通じて個人情報の管理の任に当たるため、個人情報取扱事務統括者（以下「統括者」という。）を置き、府政情報室長をもって充てる。

2 部における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、部に個人情報取扱事務統括者（以下「統括者」という。）を置き、次長の職にある者（次長を置かない部等にあつてはこれに準ずる者）又は会計局にあつては会計総務課長をもって充てる。

3 統括者の事務を補助させるため、個人情報取扱事務補助者（以下「補助者」という。）を置き、統括者が指定する課長補佐の職にある者又はこれに準ずる者をもって充てる。

4 所属（会計局に置く課、大阪府組織条例に規定する部又は局に属する局、室及び部に置く室及び課並びに出先機関をいう。以下同じ。）における個人情報取扱事務の適正な執行を図るため、所属に個人情報取扱事務管理者（以下「管理者」という。）を置き、所属の長（以下「所属長」という。）の職にある者をもって充てる。

5 管理者の事務を補助させるため、所属に個人情報取扱事務主任者（以下「主任者」という。）を置き、管理者が指定する課長補佐の職にある者又はこれに準ずる者をもって充てる。

6 個人情報の管理状況に係る監査を行うため、監査責任者を置き、府政情報室情報公開課長をもって充てる。

7 第2項から第5項までの規定により統括者、補助者、管理者及び主任者を置いた場合は、統括者より統括者へ報告する。

(情報漏えい等時における対応体制等の整備)

第5条 管理者は、所属において保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制及び個人情報に関する法令、条例、要綱等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡の体制及び手順等の整備を行う。

第3章 個人情報の適正管理等

(職員の責務)

第6条 個人情報取扱事務の担当職員（以下「担当職員」という。）は、法令、条例、要綱等及び総括者、補助者、管理者、主任者その他上司の指示により、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取扱区域)

第7条 管理者は、個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にするなど物理的安全管理措置を講ずる。

(個人情報の取扱いにおける法等の確認等)

第8条 所属において、新たに個人情報の保有、利用及び提供の事務を行おうとするときは、担当職員及び主任者は、個人情報の取扱いが法第61条（個人情報の保有の制限等）、法第69条（利用及び提供の制限）等の各規定の内容に適合することを確認しなければならない。また、取り扱う個人情報が特定個人情報に当たる場合にあつては、法のほか、番号法第9条（利用範囲）、第15条（提供の求めの制限）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）、第29条（特定個人情報ファイルの作成の制限）等の各規定に適合することを確認しなければならない。

2 主任者は、前項の場合において個人情報の取扱いに疑義あるときは、補助者と協議の上、府政情報室と協議しなければならない。

(個人情報取扱事務等の明確化等)

第9条 管理者は、個人情報取扱事務を行うに当たっては、個人情報取扱事務の範囲、当該事務において取り扱う個人情報の範囲、当該事務の担当職員を明確にしておかななければならない。なお、当該個人情報にアクセスする権限を有する担当職員の範囲と権限の内容については、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該担当職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定するものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。また、アクセス権限を有する職員であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

3 個人情報を複数の所属において取り扱う場合は、当該個人情報を取り扱う所属の管理者間において、その分担及び責任の明確化を図る。

(個人情報取扱事務登録簿)

第10条 所属において、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、条例第4条に基づき、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 所属において、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

3 登録簿の登録及び変更については、個人情報取扱事務登録簿作成要領によるものとし、登録簿の登録又は変更を行ったときは、登録簿の写しを添付し、総括者を通じて統括者へ通知する。個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨を総括者を通じて統括者に通知する。

(特定個人情報保護評価等)

第11条 所属において、番号法の規定により特定個人情報保護評価が義務付けられる事務を行う場合は、大阪府特定個人情報保護評価諮問手続等実施要領等に基づき当該評価を実施する。

(適正管理)

第12条 担当職員は、個人情報取扱事務において収集した個人情報の適切な管理を行うため、個人情報が記録された行政文書及び行政文書が記録された電磁的記録媒体を管理者が定めた原則

施錠可能な保管庫等で保管しなければならない。特に、特定個人情報及び法第2条第3項に規定する要配慮個人情報が記録された行政文書については、厳重に保管しなければならない。

- 2 管理者は、前項の保管庫等について、職員のみが立ち入ることのできる区域に設置する。
- 3 管理者は、保有する個人情報について、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 4 担当職員は、個人情報の送付、送信、複製、持出し等を行う場合にあっては、管理者の指示に従い、適正に行う。なお、特定個人情報を実施機関外へ送信する場合は、番号法第19条の規定に基づくものであることを確認しなければならない。
- 5 管理者は、所属における個人情報取扱事務に応じて、具体的な個人情報の取扱方法を整備し、また、個人情報の利用及び保管等の取扱状況を記録する。

(保有個人情報の提供)

第13条 管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定により、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について、提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

- 2 管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定により、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定により、前2項に規定する措置を講ずる。

(廃棄)

第14条 個人情報又は個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、所定の手続に則り、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。なお、個人情報を含むデータ（電子計算機若しくは情報システムを利用して作成され、若しくは記録され、又は情報通信ネットワークを利用して処理される情報をいう。）の廃棄は、情報セキュリティ基本要綱第28条（情報資産の廃棄等）及び外部記憶媒体取扱要領により実施する。

(点検及び監査)

第15条 管理者は、所属が保有する個人情報が記録されている媒体、処理経路、保管方法等について定期に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあっては定期に及び必要に応じ随時に）点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括者に報告する。

- 2 総括者は、部が保有する個人情報の管理の状況について、定期に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあっては定期に及び必要に応じ随時に）監査を行い、その結果を監査責任者に報告する。なお、総括者は、部における個人情報の管理状況に応じて、あらかじめ監査対象所属以外の所属から指定した職員に、監査をさせ、その結果を総括者へ報告させることができる。
- 3 管理者、総括者等は、第1項の点検及び前項の監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、監査責任者と調整の上、個人情報の取扱いについて必要な見直し等の措置を講じる。
- 4 次条に係る安全の確保等の措置に関する点検及び監査については、第1項から前項までの規定にかかわらず、情報セキュリティ基本要綱第123条（監査）及び第126条（自己点検）により実施する。

(電子計算機又は情報通信ネットワークにおける安全の確保等)

第16条 電子計算機又は情報通信ネットワークを利用して個人情報を取り扱う場合においては、大阪府電子計算機、情報通信ネットワーク及び情報システム管理運用規程、大阪府行政情報化推進基本要綱、情報セキュリティ基本要綱、情報通信基盤利用要領、情報システムのライフサイク

ルに関するガイドライン等に基づき、電子計算機又は情報通信ネットワークの安全の確保等の措置を講じる。

第4章 その他

(研修の実施)

第17条 統括者は、各所属等に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な研修を実施する。

2 総括者及び管理者は、担当職員等に対し、個人情報の適正な取扱いのために必要な研修を実施する。

3 個人情報を取り扱う電子計算機又は情報通信ネットワークの管理に関する研修については、情報セキュリティ基本要綱第48条（情報セキュリティに関する研修・訓練）により実施する。

(業務の委託)

第18条 個人情報取扱事務を事業者に委託する場合は、個人情報取扱事務委託基準により、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。

(情報漏えい等への対応)

第19条 担当職員は、情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合、又は、個人情報に関する法令、条例、要綱等に違反している事実若しくは兆候を把握した場合は、直ちに上司、管理者及び主任者に報告する。

2 前項の規定により報告を受けた管理者及び主任者は、直ちに、総括者、補助者及び統括者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講じ、また、情報漏えい等に係る事実関係の調査、原因の分析、影響範囲の特定並びに再発防止策の策定及び実施（以下「事実関係の調査等」という。）を行う。

3 前項の規定により報告を受けた総括者及び補助者は、前項に規定する管理者及び主任者が講じる措置及び事実関係の調査等に係る指示、支援等を行う。併せて、補助者及び主任者は、事実関係の調査等について府政情報室と調整を行う。

4 第2項の規定により報告を受けた総括者は、情報漏えい等に係る内容等に関して、事案の重要性に応じて、総括者の判断により、知事、副知事、部長等へ報告する。

5 管理者は、漏えい等の事案の内容、影響等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止の観点から、速やかに、本人に連絡等を行うとともに情報漏えい等に係る事実関係、再発防止策等について公表を行う。

6 統括者は、法第68条第1項及び番号法第29条の4第1項に規定する漏えい等に関して、個人情報保護委員会へ必要な報告を行う。

7 個人情報取扱事務を委託する事業者において情報漏えい等が発生した場合は、第1項から前項までの取扱いに準じて適切に対応するとともに、当該事業者に対して、個人情報の適正管理に関しての指導を行い、また、事実関係、再発防止策等が記載された報告書の提出を求める。

(外的環境の把握)

第20条 管理者は、個人情報が外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

(継続的改善)

第21条 当該要綱は、継続的に見直し、その改善に努める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。